<国会議員関係政治団体・資金管理団体以外の政治団体用>

(その1)

	収	支	報	告	書	記入もれ注意
						令和 <u>6</u> 年分
(ふ り が な)	ながさきけんけんせ、	つぎょうせい	じれんめい			- (11 N -
1 政治団体の名称	長崎県建設業政	汝治連盟				チェックもれ注意
					<u>`</u>	政治団体の区分
2 主たる事務所の所在地	長崎県長崎市魚の	カ町9乗995	= .			□ 政 党 の 支 部 □ そ の 他 の 政 治 団 体
2 主にる事務所の所任地		プロ10年00 7	7		· ·	この他の政治団体の支部
3 代表者の氏名	根〆眞悟					チェックもれ注意
						活動区域の区分
						2 以上の都道府県の区域等
4 会計責任者の氏名	天野俊男 					□ 同一の都道府県の区域内
事務担当者						
氏名 米倉智恵		資	資金管理団体 ∅	指定の有無		国会議員関係政治団体の区分
電話 095-826-2285		□ 有				政治資金規正法第19条の7第1項
氏名		□ 無	(以下、この欄の	の記載不要です	.)	第1号に係る国会議員関係政治団体
電話					325	政治資金規正法第19条の7第1項
1/2		公職	の種類			第2号に係る国会議員関係政治団体
<u> </u>		資金管	理団体の			公職の候補者の氏名
爱 第 XN 县		届出をし	た者の氏名			
受						
欄長崎県際登			金管理団体の		2.	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
管理委員会			年		日から	年月日から
			年		日まで	年 月 日まで

収支の状況

必ず記入してください。 (0の場合は0と記入)

1 収支の総括表

		Η
収 入 総 額	*************************	0
(前年からの繰越額)		0
(本年の収入額)		0
支 出 総 額		0
翌年への繰越額		0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人	の負担する党費又は会費	
		円
金	額	
員	数(党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附					
ア 寄附(イを除く。)の区分	金	額		備	考
			円		
(ア) 個人からの寄附					
(う ち 特 定 寄 附)					
(イ)法人その他の団体からの寄附					
(ウ)政治団体からの寄附					
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)				記入もれ注意	(ア) + (イ) + (ウ)
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					
イ 政 党 匿 名 寄 附					
合 計 (ア + イ)					

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア土地		レ	
イ 建 物		□	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権			12
エ 取得の価額が100万円を超える動産		니	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)			
力 金 銭 信 託		١	
キ 有 価 証 券		١	
ク 出 資 に よ る 権 利			
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金			
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		□ □	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利			ii)
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		L	

- (注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。
- (注2) 有に記入した場合、項目別に様式(その18)に内訳を記載すること。

宣誓書

添付書類(別添のとおり) 領収書等の写し 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。) 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。) この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。 記入もれ注意 月 /2 令和 3 政治団体の名称 長崎県建設業政治連盟 天野俊男 会計責任者の氏名 (代表者の氏名 (印))

(備考)

代表者は解散時のみ

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を 証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。